2024 年 4 月 17 日　掲載

再生可能エネルギー（太陽光・風力）の出力制御に関する よくあるご質問・お問い合わせ

目次

１．出力制御の必要性・ルール等について

Ｑ１．なぜ出力制御を行わなければいけないのか。

Ｑ２．出力制御指令に応じなければならない根拠は。

Ｑ３．需給バランスによる出力制御は、どこに定められているのか。

Ｑ４．出力制御を実施した場合の補償はあるのか。

Ｑ５．出力制御は公平に行われるのか。

Ｑ６．出力制御指示に応じない場合はどうなるのか。

Ｑ７．「出力制御時の対応に関する具体的な内容について」に調印は必要ないのか。

Ｑ８．「出力制御時の対応に関する具体的な内容について」に法的拘束力はあるのか。

２．出力制御指令時の対応について

Ｑ９．自動制御（オンライン）と手動制御（オフライン）では出力制御の指示方法が変わるのか。

Ｑ１０．出力制御の指示は前日１７時ではなくもっと早く出来ないか。

Ｑ１１．休日に出力制御の指令を受け取れない場合は出力制御を行わなくても良いのか。

Ｑ１２．出力制御指令を受諾した場合、発電計画の再提出は必要か。

Ｑ１３．「出力制御時の対応に関する具体的な内容について（オフライン指令の場合）」に記載されている自動電話での音声案内通知に基づき「プッシュ対応」とあるが何をすればいいか。

Ｑ１４．オフラインの複数の発電所を所有しているが出力制御指示の自動音声電話ではどの発電所が対象か分からないがどうすればよいか。

Ｑ１５－１．現地操作を必要とするが、太陽光発電（風力発電）の発電停止方法が解らない。対応して欲しい。

Ｑ１５－２．現地操作を必要とするが、接続されている送電線ごと停止させてほしい。

Ｑ１６．出力制御指令のメールはどのような内容か。

Ｑ１７．「関西電力送配電【出力制御】再エネ設備の出力制御指令について」のメールが届いたが、「再エネ設備の出力制御解除（発電開始）」についてのメールも届くのか。

Ｑ１８．明日、発電停止に行くことが出来ないが、今から発電停止しても問題ないか。

Ｑ１９．現地操作での発電停止の実施前後で関西電力送配電に連絡は必要か。

Ｑ２０．オンライン制御の発電所であるが、通信設備等の不具合により出力制御に応じられない場合はどうなるのか。

Ｑ２１．道路事情（渋滞、通行止め）等により、発電停止が指示された時間に間に合わなかった場合はどうなるのか。

Ｑ２２．制御当日に出力制御指令のメールに気付いたが、どのように対応すればよいか。

Ｑ２３．出力制御指令のメールを見落とし、手動制御できなかったがどうすればいいのか。

３．当日出力制御解除指令時の対応について

Ｑ２４．出力制御解除指令のメールはどのような内容か。

Ｑ２５．「関西電力送配電【出力制御中止】再エネ設備の出力制御解除指令について」のメールが届いたが、発電しても良いか。

Ｑ２６．「関西電力送配電【出力制御中止】再エネ設備の出力制御解除指令について」のメールが届いたが、対応できず発電所を停止したままとなった場合、取り扱いはどうなるのか。

４．その他

Ｑ２７．「マイページ（出力制御システム公開情報 HP）」※1 とは何か、どのような事が確認できるのか。

Ｑ２８．通知先（メールアドレス・電話番号）を追加・変更したいがどうしたらよいか。

Ｑ２９．「マイページ（出力制御システム公開情報 HP）」のログインＩＤやパスワードが分からない。

Ｑ３０．保険で使うので、出力制御されたことを証明する書類を発行してほしい。

Ｑ３１．オンライン代理制御とはどのような制御か。

Ｑ３２．オンライン代理制御の精算はどのように行われるのか。

Ｑ３３．出力制御指令が公平に発信されているのか確認したいため、出力制御対象を開示してもらいたい。

Ｑ３４．出力制御の時期を事業者都合で変更・片寄等いただくことは可能か。

Ｑ３５．出力制御の順番を事業者が把握することは可能か。

Ｑ３６．自身の発電所がいつ、どの時間に制御されたか確認できるのか。

Ｑ３７．オフライン対応からオンライン対応へ変更したい場合はどうすれば良いか。

※１　マイページ（出力制御システム公開情報 HP）
https://www.kansai-td.co.jp/consignment/renewable-energy/kansai/mypage.html

１．出力制御の必要性・ルール等について

Ｑ１	なぜ出力制御を行わなければいけないのか。
Ａ１	需要以上に発電されて電気が余った時に発電機の出力を調整（「需給バランス制約による出力制御」）する必要があります。 電力系統においては、電気を使う量と発電する量（需要と供給）のバランスをとることが重要になります。このバランスが崩れてしまうと周波数に乱れが生じて、広範囲で停電が発生する可能性もあります。

Ｑ２	出力制御指令に応じなければならない根拠は。
Ａ２	「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則」および弊社の定める「再生可能エネルギー電気卸供給約款」並びに「託送供給等約款」にて定められています。

Ｑ３	需給バランスによる出力制御は、どこに定められているのか。
Ａ３	「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則」および電力広域的運営推進機関の定める「送配電等業務指針」により定められています。

Ｑ４	出力制御を実施した場合の補償はあるのか。
Ａ４	「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則」で規制されている無補償範囲内については補償の対象外となります。（旧ルール：30 日間/年、新ルール：360 時間/年（太陽光）・720 時間/年（風力）、無制限無補償ルール：無制限）なお、非 FIT については、無制限無補償ルール相当となります。

Ｑ５	出力制御は公平に行われるのか。
Ａ５	資源エネルギー庁が定める「出力制御の公平性の確保に係わる指針」に定められている「出力制御の機会の公平性の考え方について」に基づき、各発電事業者さまの出力制御の機会が公平となるように出力制御を行います。また、再エネの出力制御を実施した場合、電力広域的運営推進機関により妥当性の検証が行われることになっています。その結果は、電力広域的運営推進機関のホームページで確認することが可能です。

Ｑ６	出力制御指示に応じない場合はどうなるのか。
Ａ６	「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別施行措置法施行規則」により、出力制御を行うために必要な機器の設置、費用の負担、その他必要な措置を講じた上で、出力制御時には無補償範囲内は補償の対象外で対応することを前提

	に当社系統に連系して頂いております。このため出力制御に応じて頂けない場合は託送供給等約款に基づき、契約を解除（発電停止）させて頂く可能性があります。

Ｑ７	「出力制御時の対応に関する具体的な内容について」に調印は必要ないのか。
Ａ７	関西電力送配電株式会社の間で締結している「給電申合書」の第９条（２）「異常時の給電指令」、及び託送供給等約款　３８「給電指令」、並びに「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則」に定める要件により、発電出力の抑制（以下「出力制御」といいます。）の給電指令を実施する場合の具体的な対応方法を「出力制御時の対応に関する具体的な内容について」に記載し、当社ＨＰに掲載しております。 このため、調印は不要ですが、発電事業者さまの手続き上のご都合等により調印が必要となる場合は、その旨を給電申合書締結箇所までお申し付けください。 なお、「出力制御時の対応に関する具体的な内容について」については、調印処理の有無にかかわらず、記載されている内容で対応をお願いいたします。 （HP 掲載 URL） https://www.kansai-td.co.jp/consignment/renewable-energy/kansai/control/method.html

Ｑ８	「出力制御時の対応に関する具体的な内容について」に法的拘束力はあるのか。
Ａ８	「出力制御時の対応に関する具体的な内容について」は具体的な抑制方法や連絡先を記載しているものであり、指示は給電指令となりますので、弊社の定める「再生可能エネルギー電気卸供給約款」および「託送供給等約款」ならびに「給電申合書」の規定により効力を発揮します。

２．出力制御指令時の対応について

Ｑ９	自動制御（オンライン）と手動制御（オフライン）では出力制御の指示方法が変わるのか。
Ａ９	出力制御の指示については、手動制御（オフライン）の場合、電話・メールにより指示させて頂き、自動制御（オンライン）の場合、当社ホームページに掲載することで指示とさせて頂きます。なお、自動制御についても、希望される発電事業者さまには出力制御指令内容および当社ホームページに出力制御の可能性を掲載した旨を制御日前日の夕方にメールでお知らせいたします。

Ｑ１０	出力制御の指示は前日１７時ではなくもっと早く出来ないか。
Ａ１０	出力制御量を低減するため、最新の気象予想に基づく、需要予測や再エネ出力予測、他エリアの受電等を考慮した出力制御量を算定しております。このため、出力制御の指令時刻の前倒しや、個別に特定の発電事業者さまへ出力制御見通しを通知することは困難です。なお、出力制御の可能性については当社ホームページの「再生可能エネルギー出力制御の見通し」にて３日前より公表しています。（ただし、公表時点での見通しですので、需給状況の変化により公表した内容から変更となる場合があります。）

Ｑ１１	休日に出力制御の指令を受け取れない場合は出力制御を行わなくても良いのか。
Ａ１１	休日であっても法令等により定められた規定に基づき実施して頂く必要がありますので確実な対応をお願いします。

Ｑ１２	出力制御指令を受諾した場合、発電計画の再提出は必要か。
Ａ１２	発電計画の再提出は必要ございません。

Ｑ１３	「出力制御時の対応に関する具体的な内容について（オフライン指令の場合）」に記載されている自動電話での音声案内通知に基づき「プッシュ対応」とあるが何をすればいいか。
Ａ１３	受信していただいた音声案内についてご理解いただけましたら、「１」を押下していただきますよう、よろしくお願いいたします。

Ｑ１４	オフラインの複数の発電所を所有しているが出力制御指示の自動音声電話ではどの発電所が対象か分からないがどうすればよいか。
Ａ１４	出力制御対象については出力制御指示メールに記載しておりますので、ご確認ください。もしくは、当社ホームページにある「マイページ（出力制御システム公開情報ＨＰ）」でもご確認可能です。

Ｑ１５ －１	現地操作を必要とするが、太陽光発電（風力発電）の発電停止方法が解らない。対応して欲しい。
Ａ１５ －１	現地の操作に関しては、当社では分かりかねますので、設置事業者さまへ発電停止方法をご確認願います。なお、発電設備の設置事業者さまとのご連絡が取れない場合は、発電設備メーカーへご確認下さい。

Ｑ１５ －２	現地操作を必要とするが、接続されている送電線ごと停止させてほしい。
Ａ１５ －２	出力制御に伴い、太陽光・風力発電所が接続されている送電線の停止を実施することはできません。発電事業者さまにて、停止操作をお願いいたします。

Ｑ１６	出力制御指令のメールはどのような内容か。
Ａ１６	以下、出力制御指令のメール例です。今後運用していく中で内容を変更する場合もございます。ご了承ください。 ≪件名≫ 関西電力送配電【出力制御】再エネ設備の出力制御指令について ≪本文≫ １　出力制御指令日 ####年##月##日 ２　指令内容 ####年##月##日，##エリアにおいて，火力電源の抑制や連系線の活用等の対策を実施しても，需要に対する電気の供給が余剰になると見込まれるため，以下のとおり指令します。 【出力制御日時】 ####年##月##日　hh時mm分～HH時MM分 【発電所ID】 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 【対象発電所】 〇〇事業者　〇〇発電所 【発電所所在地】 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

【発電容量】
●●ｋＷ
【指令事項】
発電停止
〔####年##月##日　hh時mm分までに発電停止の実施、HH時MM分以降に発電を再開してください〕

指令内容をご確認いただけましたら，以下のＵＲＬをクリックして，応答登録をお願い致します。（応諾後、マイページのログイン画面がでてくれば、応諾は完了しておりますので、ログインしていただかなくても問題ございません）。
ＵＲＬ　XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
出力制御スケジュールについては，下記リンク先でも確認できます。
ＵＲＬ　XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

３ 指令者
関西電力送配電株式会社

４ その他
・再生可能エネルギー（太陽光・風力）の出力制御に関するよくあるご質問・お問い合わせ
ＵＲＬ　XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
・本メールは，指令対象の発電所単位で送付しており，複数の発電所の連絡先を同一メールアドレスに設定している場合，同一メールアドレスに複数のメールが送信されますが，指令がなされた全ての発電所について，確実に対応していただくようお願いします。
・「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則」に基づく出力制御に関する報告については、出力制御実施日の翌営業日を目途に、当社ホームページに掲載します。
ＵＲＬ　XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
・当社連絡先（当社事業所名，電話番号等）については，当社と締結している給電申合書等をご確認ください。
・当メールアドレスは発信専用のため，返信いただいてもご回答できませんのでご了承ください。

Ｑ１７	「関西電力送配電【出力制御】再エネ設備の出力制御指令について」のメールが届いたが、「再エネ設備の出力制御解除（発電開始）」についてのメールも届くのか。
Ａ１７	「再エネ設備の出力制御解除（発電開始）」についてのメールは送信されません。「関西電力送配電【出力制御】再エネ設備の出力制御指令について」のメールに記載されている通り【出力制御日時】を過ぎたら発電を再開して下さい。

Ｑ１８	明日、発電停止に行くことが出来ないが、今から発電停止しても問題ないか。
Ａ１８	早めに発電停止いただくことに問題はございませんが、その分発電機会損失となる可能性がありますので、「関西電力送配電【出力制御】再エネ設備の出力制御指令について」のメール本文に記載されている【出力制御日時】以前の発電停止は、発電事業者さまの判断でお願いします。

Ｑ１９	現地操作での発電停止の実施前後で関西電力送配電に連絡は必要か。
Ａ１９	発電停止（出力制御）時間の前後において、当社への連絡は不要です。

Ｑ２０	オンライン制御の発電所であるが、通信設備等の不具合により出力制御に応じられない場合はどうなるのか。
Ａ２０	早期に通信設備等の不具合を解消し、出力制御指示が受信できるように対応をお願いします。当日の出力制御に応じられなかった場合、次回の出力制御時に優先的に制御して頂く事になりますが、制御に応じて頂けない状況が継続する場合、託送供給等約款に基づき、ご契約を解除（発電停止）させて頂く可能性があります。なお、発電所構内異常により出力制御指示が受信できない場合、5 分以内に発電停止とする旨が PCS 技術仕様書に定められておりますため、この場合は自動的に発電停止となります。

Ｑ２１	道路事情（渋滞、通行止め）等により、発電停止が指示された時間に間に合わなかった場合はどうなるのか。
Ａ２１	「関西電力送配電【出力制御】再エネ設備の出力制御指令について」のメール本文に記載されている【出力制御日時】より遅れて出力制御を実施した場合、原則として出力制御の実績日数には含めません。次回以降、メール本文に記載されている【出力制御日時】の時刻を遵守していただきますよう、よろしくお願いいたします。なお、出力制御操作がメール本文に記載されている【出力制御日時】の時刻に間に合わないといった連絡については不要です。

Ｑ２２	制御当日に出力制御指令のメールに気付いたが、どのように対応すればよいか。
Ａ２２	需給バランスを維持するために必要な対応であり、今からでも構わないので対応してください。「関西電力送配電【出力制御】再エネ設備の出力制御指令について」のメール本文に記載されている【出力制御日時】より遅れて出力制御を実施した場合、原則として出力制御の実績日数には含めません。次回以降、メール本文に記載されている【出力制御日時】の時刻を遵守していただきますよう、よろしくお願いいたします。今後も制御指令どおりに対応いただけない場合は託送供給等約款に基づき、ご契約を解除（発電停止）させて頂く可能性があります。

Ｑ２３	出力制御指令のメールを見落とし、手動制御できなかったがどうすればいいのか。
Ａ２３	次回以降、漏れなく対応いただくように体制等の検討をお願いします。 当日の出力制御に応じられなかったため、次回の出力制御時に優先的に制御して頂く事になりますが、制御に応じて頂けない状況が継続する場合、託送供給等約款に基づき、ご契約を解除（発電停止）させて頂く可能性があります。

３．当日解除指令時の対応

Ｑ２４	出力制御解除指令のメールはどのような内容か。
Ａ２４	以下、出力制御解除指令のメール例です。今後運用していく中で内容を変更する場合もございます。ご了承ください。 ≪件名≫ 関西電力送配電【出力制御中止】再エネ設備の出力制御解除指令について ≪本文≫ １ 出力制御解除指令日 ####年##月##日 ２ 指令内容 ####年##月##日の出力制御を指令した以下の発電所については，最新の気象情報等から供給力の余剰が解消される見込みとなったため，出力制御指令を解除します。 （####年##月##日の出力制御は不要です。） 【発電所 ID】 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 【対象発電所】 ○○事業者　○○発電所 【指令事項】 発電停止解除 指令内容をご確認いただけましたら，以下のＵＲＬをクリックして，応答登録をお願い致します。（応諾後、マイページのログイン画面がでてくれば、応諾は完了しておりますので、ログインしていただかなくても問題ございません）。 ＵＲＬ　XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 出力制御スケジュールについては，下記リンク先でも確認できます。 ＵＲＬ　XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX ３ 指令者 関西電力送配電株式会社 ４ その他

	・再生可能エネルギー(太陽光・風力)の出力制御に関するよくあるご質問・お問い合わせ ＵＲＬ　XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX ・本メールは，指令対象の発電所単位で送付しており，複数の発電所の連絡先を同一メールアドレスに設定している場合，同一メールアドレスに複数のメールが送信されますが，指令がなされた全ての発電所について，確実に対応していただくようお願いします。 ・「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則」に基づく出力制御に関する報告については、出力制御実施日の翌営業日を目途に、当社ホームページに掲載します。 ＵＲＬ　XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX ・当社連絡先（当社事業所名，電話番号等）については，当社と締結している給電申合書等をご確認ください。 ・当メールアドレスは発信専用のため，返信いただいてもご回答できませんのでご了承ください。

Ｑ２５	「関西電力送配電【出力制御中止】再エネ設備の出力制御解除指令について」のメールが届いたが、発電しても良いか。
Ａ２５	発電していただいて問題ありません。最新の気象情報等から供給力の余剰が解消される見込みとなったため、出力制御【発電停止】の指示を解除させて頂きました。

Ｑ２６	「関西電力送配電【出力制御中止】再エネ設備の出力制御解除指令について」のメールが届いたが、対応できず発電所を停止したままとなった場合、取り扱いはどうなるのか。
Ａ２６	当社では出力制御の解除指令を出しておりますので、対応できず発電所を停止したままとなった場合、出力制御の実績日数に含みません。

４．その他

Ｑ２７	「マイページ（出力制御システム公開情報 HP）」とは何か、どのような事が確認できるのか。
Ａ２７	「マイページ（出力制御システム公開情報 HP）」は、当社からの出力制御指令や指示内容や実績が確認できます。またマイページのログインパスワードの変更や、出力制御指令時に使用する電話番号やメールアドレスの変更が可能です。

Ｑ２８	通知先（メールアドレス・電話番号）を追加・変更したいがどうしたらよいか。
Ａ２８	当社ホームページにある「マイページ（出力制御システム公開情報 HP）」にて追加・変更の登録をお願いします。指令日当日の変更は反映出来ない場合があるため、追加・変更時は速やかに変更登録をお願いいたします。また変更時における当社へのご連絡は不要です。

Ｑ２９	「マイページ（出力制御システム公開情報 HP）」のログインＩＤやパスワードが分からない。
Ａ２９	当社から送付しております「初期パスワードの送付について」に記載されておりますので、ご確認ください。なお、システム運開以降にお申込みの発電事業者さまについては、連系承認時に発行した接続の同意を証する書類に同封して送付しております「発電所ＩＤ通知書」に記載しております。パスワードを忘れた場合は、当社ホームページにある「マイページ（出力制御システム公開情報 HP）」の「パスワードを忘れた場合」から再発行が可能です。（ただし、発電所ＩＤと、本システムにご登録いただいている電話番号・メールアドレスが必要です。） パスワードを忘れた方で、発電所ＩＤ・電話番号が分からない、又はメールアドレスを登録されていない場合は、書面での再通知が必要となりますので、当社の送配電コンタクトセンターもしくはホームページのお問い合わせフォームへ「発電所ＩＤ・パスワードの再通知」をご依頼ください。（ホームページお問い合わせ https://inquiry.kansai-td.co.jp/app/inquiry/index/81292856/1 ）

Ｑ３０	保険で使うので、出力制御されたことを証明する書類を発行してほしい。
Ａ３０	出力制御についての証明書というものは発行しておりませんが、当社「再生可能エネルギー出力制御の見通し」ページにて過去の指示内容等を公表しておりますので、関西エリア内での出力制御の有無と実施された日をご確認いただけます。

	また、当社ホームページにある「マイページ（出力制御システム公開情報 HP）」にログインいただくことで、お持ちの発電所の出力制御実績がご確認いただけます。

Ｑ３１	オンライン代理制御とはどのような制御か。
Ａ３１	オフライン発電者が本来行うべき出力制御をオンライン発電者が代わりに実施し、法令上は、オフライン発電者が出力制御を行い、オンライン発電者が発電及び供給を行ったものとみなして、オンライン発電者が、自身の発電設備に適用されている調達価格による対価を受けることができる仕組みです。 オンライン代理制御は、前日指示によるオフライン制御と比較し、当日の需給状況をふまえた柔軟な調整が可能となるため、再エネ出力制御量の低減が期待されます。詳しくは、資源エネルギー庁ホームページ「なるほど！グリッド」でも紹介されています

Ｑ３２	オンライン代理制御の精算はどのように行われるのか。
Ａ３２	オンライン代理制御の実施後に、オンライン制御発電者による出力制御量等を基に、「オンライン制御発電者」・「オフライン（代理）制御発電者」それぞれの精算比率が算定されます。その精算比率に個別の発電事業者さま毎の月計発電量を乗じて精算対象ｋＷｈが算出されます。精算対象ｋＷｈに調達価格を乗じたものをオンライン制御発電者の場合はプラスで補正され、２か月後の料金へ加算することにより精算されます。一方で、オフライン（代理）制御発電者においては、２か月後の料金を減額することにより精算されます。 詳しくは、資源エネルギー庁ホームページ「なるほど！グリッド」でも紹介されています。

Ｑ３３	出力制御指令が公平に発信されているのか確認したいため、出力制御対象を開示してもらいたい。
Ａ３３	個人を特定できる情報および対象事業者の開示はできません。当社ホームページに制御実績（制御量・制御回数）を公表しております。また、再エネの出力制御を実施した場合、電力広域的運営推進機関により年間を通しての公平性の検証が翌年度初旬に行われることになっています。その結果は、電力広域的運営推進機関のホームページで確認することが可能です。 出力制御指示実績とその結果（制御量） https://www.kansai-td.co.jp/yamasou/saiene_sizinaiyo.xlsx

	再生可能エネルギーの出力制御回数実績（制御回数） https://www.kansai-td.co.jp/yamasou/saiene_sizikaisu.xlsx

Ｑ３４	出力制御の時期を事業者都合で変更・片寄等いただくことは可能か。
Ａ３４	公平に制御を実施する必要があるため、事業者さま都合で変更・片寄等の措置を行うことはできません。

Ｑ３５	出力制御の順番を事業者が把握することは可能か。
Ａ３５	長期的に見て制御回数が公平になるよう、実施回数・過去の実施日を考慮して選定しているため、一概に出力制御の順番が決まっているものではございません。

Ｑ３６	自身の発電所がいつ、どの時間に制御されたか確認できるのか。
Ａ３６	マイページ（出力制御システム公開情報）にログインいただくことで確認可能です。確認方法は当社ホームページに掲載の「マイページ利用マニュアル」を確認願います。 マイページ利用マニュアル https://www.kansai-td.co.jp/consignment/renewable-energy/kansai/pdf/mypage_manu.pdf

Ｑ３７	オフライン対応からオンライン対応へ変更したい場合はどうすれば良いか。
Ａ３７	現地で出力制御を行う旧ルール・500kW 以上のオフライン発電事業者さまにオンライン化の推奨をさせて頂いております。 詳細については当社ホームページに掲載していますのでご確認いただき、ご検討ください。 オフライン事業者さまへのオンライン化推奨のご案内 https://www.kansai-td.co.jp/consignment/renewable-energy/kansai/control/offline.html

以　上